お客さま各位

北央信用組合

「未利用口座管理手数料」の適用対象口座変更のお知らせ

平素より北央信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

北央信用組合では、長期間利用されていない預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年(令和3年)1月4日以降に新規開設いただきました普通預金口座(総合口座を含む)および貯蓄預金口座について「未利用口座管理手数料」および預金口座の残高が同手数料に満たない場合の「口座自動解約」に関する定めを適用しております。

このたび、この対策の強化を目的として、2024年(令和6年)4月1日から本手数料の適用対象 口座を下記のとおり変更させていただきますのでお知らせいたします。

当組合は、今後とも金融犯罪防止に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い 申し上げます。

記

【変更内容(対象口座)】

変更前 (現行)	2021 年 1 月 4 日以降に新規開設された普通預金口座(総合口座を含む)および貯蓄 預金口座
変更後 2024年(令和6年) 4月1日以降	普通預金口座(総合口座を含む)および貯蓄預金口座のうち、下記の対象条件に該当する口座 (2020 年 (令和 2 年) 12 月 31 日以前に開設された口座を含みます)

【未利用口座管理手数料の概要】

対象口座	普通預金口座(総合口座を含む)および貯蓄預金口座のうち、下記の対象条件に該当する口座
対象条件	最後のお取引から2年以上、一度もお取引*がない口座 *お取引には、お預入れ(当該口座のお利息入金を除く)、払い戻し(本件手数料の引落しを除く)が含まれます。 ただし、次の場合は対象となりません。 ・当該口座の預金残高が10,000円以上・同一店舗にて借入残高が1円以上 ・同一店舗にて預かり資産(定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等)が1円以上・カードローン返済用口座
取り扱い	 (1) 対象となるお客さまには、お届けいただいているご住所に事前に文書にてお知らせいたします。 ※ご案内が延着しまたは到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (2) 文書発送後、一定期間(翌々月末まで)を経過してもご利用がない場合は、本手数料を引落しさせていただきます。 (3) 残高不足により本手数料の引落しができなかった場合は、残高全額を本手数料の一部として充当させていただき、当該口座を自動的に解約いたします。この場合、解約をもって手数料の徴求は終了し、お客さまに別途ご負担いただくことはございません。 (4) 引落しとなった本手数料については返却いたしません。
手数料金額	年間 1,320 円 (税込)

【預金規定の改定】

本手数料の適用対象口座の変更に伴い「各種預金規定」を改定いたします。

なお、**改定日は「2024年(令和6年)4月1日」とし、同日から適用**させていただきます。 ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

